

平成 30 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成 17 年 4 月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成 30 年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関・法人

- ・ 国の行政機関（46 機関）
- ・ 独立行政法人等（192 法人）

○ 対象期間

平成30年 4 月 1 日から31年 3 月31日までの状況について、平成31年 3 月31日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

（1）個人情報ファイルの保有状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、識別される個人の数が 1,000 人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 31 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、次のとおり。

○ 個人情報ファイル数

（単位：ファイル）

年 度	行政機関	独立行政法人等
平成 30 年度	74,949	12,009
平成 29 年度	72,175	12,234

○ 個人情報ファイル数の機関・法人別内訳

(単位：ファイル)

行政機関	平成 30 年度	平成 29 年度	独立行政法人等	平成 30 年度	平成 29 年度
国税庁	68,533	66,097	国立病院機構	2,647	2,665
法務省	4,541	4,263	地域医療機能推進機構	1,459	1,709
厚生労働省	468	463	日本司法支援センター	983	983
財務省	249	244	筑波大学	386	363
防衛省	247	219	九州大学	381	380
その他	911	889	その他	6,153	6,134
計	74,949	72,175	計	12,009	12,234

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり。

○ 利用目的以外の目的のために利用・提供した個人情報ファイル数

(単位：ファイル)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
個別の法令に基づく場合(注1)	平成 30 年度	2,436	323
	平成 29 年度	2,689	300
法定の要件を満たす場合(注2)	平成 30 年度	283	289
	平成 29 年度	226	263

(注) 1. 「個別の法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づき滞納処分のために行われる調査に協力するため、滞納者に係る保有個人情報を徴収職員に提供する場合などがある。

2. 「法定の要件を満たす場合」とは、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、①本人の同意を得て、又は本人に提供する場合、②行政機関又は独立行政法人等内部で利用する場合、③他の行政機関等に提供する場合、④本人の利益や社会公共の利益のために提供する場合である(行政機関個人情報保護法第8条第2項各号、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項各号)。例えば、社会公共の利益のために提供する例として、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

(1) 開示、訂正又は利用停止請求の件数

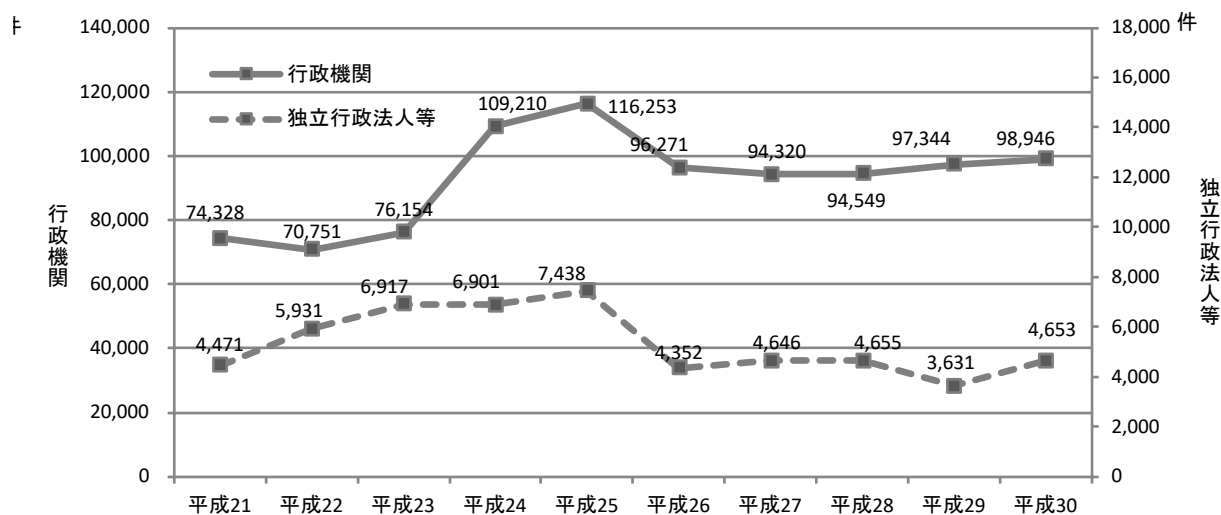
平成30年度に受け付けた開示、訂正又は利用停止請求の件数は、次のとおりであり、開示請求の件数についてみると、行政機関では98,946件、独立行政法人等では4,653件である。

○ 開示、訂正又は利用停止請求の件数

(単位：件)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成30年度	98,946	4,653
	平成29年度	97,344	3,631
訂正請求	平成30年度	103	13
	平成29年度	56	8
利用停止請求	平成30年度	53	2
	平成29年度	35	4

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関・法人別内訳

(単位：件)

行政機関	平成30年度	平成29年度	独立行政法人等	平成30年度	平成29年度
国税庁	56,540	56,541	金沢大学	886	1
法務省	28,223	29,067	東京大学	741	715
厚生労働省	11,893	9,325	東北大学	379	501
金融庁	999	1,095	日本年金機構	336	178
外務省	285	286	航空大学校	324	277
その他	1,006	1,030	その他	1,987	1,959
計	98,946	97,344	計	4,653	3,631

(2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

平成 30 年度にされた開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、次のとおりであり、開示請求に係る決定についてみると、行政機関では、決定が 97,531 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 46,499 件 (47.7%)、一部を開示する決定が 48,867 件 (50.1%)、不開示の決定が 2,165 件 (2.2%) となっている。また、独立行政法人等では、決定が 4,401 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 2,962 件 (67.3%)、一部を開示する決定が 1,329 件 (30.2%)、不開示の決定が 110 件 (2.5%) となっている。

○ 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示、訂正又は利用停止決定 (全部)	開示、訂正又は利用停止決定 (一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定	計	開示、訂正又は利用停止決定 (全部)	開示、訂正又は利用停止決定 (一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定
開示請求	平成 30 年度	97,531 (100)	46,499 (47.7)	48,867 (50.1)	2,165 (2.2)	4,401 (100)	2,962 (67.3)	1,329 (30.2)	110 (2.5)
	平成 29 年度	97,634 (100)	44,854 (45.9)	50,212 (51.4)	2,568 (2.6)	3,567 (100)	3,082 (86.4)	405 (11.4)	80 (2.2)
訂正請求	平成 30 年度	103 (100)	5 (4.9)	11 (10.7)	87 (84.5)	13 (100)	1 (7.7)	0 (0)	12 (92.3)
	平成 29 年度	51 (100)	4 (7.8)	5 (9.8)	42 (82.4)	6 (100)	0 (0)	0 (0)	6 (100)
利用停止請求	平成 30 年度	51 (100)	0 (0)	0 (0)	51 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (100)
	平成 29 年度	35 (100)	0 (0)	0 (0)	35 (100)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	4 (100)

(3) 審査請求

開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、行政機関の長又は独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

平成 30 年度にされた審査請求の件数は次のとおり。

○審査請求の件数

(単位：件)

区 分	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成 30 年度	224	47
	平成 29 年度	180	65
訂正請求	平成 30 年度	44	8
	平成 29 年度	28	3
利用停止請求	平成 30 年度	33	2
	平成 29 年度	22	4

(注) 審査請求には、改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立てを含む。

(4) 訴訟

平成 30 年度に新たに地方裁判所に提起された開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、次のとおり。

○ 訴訟の件数

(単位：件)

年 度	行政機関	独立行政法人等
平成 30 年度	13	2
平成 29 年度	6	1

3 安全確保措置の運用状況

(1) 個人情報の不適正管理事案の状況

ア 個人情報の不適正管理事案の発生形態

平成30年度に、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案（以下「個人情報の不適正管理事案」という。）の件数は、行政機関では1,121件、独立行政法人等では1,422件である。

これらの事案のうち、配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）は行政機関464件（41.4%）、独立行政法人等524件（36.9%）となっており、これを除いた事案は、行政機関では657件、独立行政法人等では898件である。発生形態別にみると、行政機関では誤送付・誤送信226件（34.4%（配送事故以外に占める割合。以下この項目において同じ。））及び紛失181件（27.5%）が多く、独立行政法人等では誤送付・誤送信464件（51.7%）及び誤交付201件（22.4%）が多くなっている。

○ 個人情報の不適正管理事案の件数（発生形態別）

（単位：件、％）

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数													
		配送事故以外											配送事故		
		発生形態別											発生形態別		
		誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	不正アクセス・不正プログラム関係	インターネット上に誤って流出	盗難	その他	誤送付・誤送信	紛失				
行政機関	平成30年度	1,121 [100]	657 [58.6] (100)	226 (34.4)	101 (15.4)	66 (10.0)	181 (27.5)	0 (0)	0 (0)	24 (3.7)	17 (2.6)	42 (6.4)	464 [41.4] (100)	453 (97.6)	11 (2.4)
	平成29年度	949 [100]	560 [59.0] (100)	186 (33.2)	82 (14.6)	40 (7.1)	203 (36.3)	2 (0.4)	1 (0.2)	4 (0.7)	4 (0.7)	39 (7.0)	389 [41.0] (100)	375 (96.4)	14 (3.6)
独立行政法人等	平成30年度	1,422 [100]	898 [63.1] (100)	464 (51.7)	201 (22.4)	19 (2.1)	147 (16.4)	9 (1.0)	0 (0)	12 (1.3)	9 (1.0)	37 (4.1)	524 [36.9] (100)	183 (34.9)	341 (65.1)
	平成29年度	1,385 [100]	799 [57.7] (100)	465 (58.2)	137 (17.1)	33 (4.1)	102 (12.8)	6 (0.8)	0 (0)	14 (1.8)	4 (0.5)	38 (4.8)	586 [42.3] (100)	178 (30.4)	408 (69.6)

○ 個人情報の不適正管理事案の件数の機関・法人別内訳（配送事故以外）

（単位：件）

行政機関	平成30年度	平成29年度
厚生労働省	265	246
国税庁	114	85
法務省	46	70
その他	232	159
計	657	560

独立行政法人等	平成30年度	平成29年度
国立病院機構	266	213
日本年金機構	150	203
住宅金融支援機構	66	65
その他	415	318
計	898	799

イ 個人情報の不適正管理事案の規模

個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人（個人情報によって識別される特定の個人）の数は、5人以下のものが、行政機関では933件（83.2%）、独立行政法人等では1,258件（88.5%）となっている。

○ 個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人の数別内訳

（単位：件、%）

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数（再掲）					
		本人の数					
		1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～	
行政機関	平成30年度	1,121 (100)	933 (83.2)	123 (11.0)	26 (2.3)	27 (2.4)	12 (1.1)
	平成29年度	949 (100)	832 (87.7)	74 (7.8)	13 (1.4)	18 (1.9)	8 (0.8)
独立行政法人等	平成30年度	1,422 (100)	1,258 (88.5)	94 (6.6)	23 (1.6)	41 (2.9)	6 (0.4)
	平成29年度	1,385 (100)	1,255 (90.6)	73 (5.3)	17 (1.2)	28 (2.0)	10 (0.7)

（注）一部の事案について、本人の数の特定が不能なことから、「本人の数」に係る合計件数と「個人情報の不適正管理事案の件数」は一致しない。

ウ 個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

平成30年度においては、個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟が、1件提訴されている（法務省）。

(2) 監査・点検の状況

総務省では、各行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各行政機関及び独立行政法人等では、指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

- 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
http://www.soumu.go.jp/main_content/000579982.pdf
- 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
http://www.soumu.go.jp/main_content/000579983.pdf

ア 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成30年度に監査を実施したのは、行政機関では46機関中45機関（97.8%）、独立行政法人等では192法人中185法人（96.4%）である。

これらの監査についてみると、行政機関では、措置を要する事項があると指摘されたものは13機関、措置を要する事項がないとされたものは32機関であり、また、独立行政法人等では、措置を要する事項があると指摘されたものは64法人、措置を要する事項がないとされたものは121法人である。

○ 監査における評価及び見直し事項への対応状況

（単位：機関、法人、％）

年 度		監査の実施機関数						要 措 置 事 項 な し
		要 措 置 事 項 の ある 機 関	全 部 措 置 済 み	未 措 置 事 項 が ある 場 合				
				対 応 予 定 あり	対 応 予 定 な し	監 査 直 後 の た め 方 針 未 定		
行政機関	平成30年度	45 (100)	13 (28.9)	8 (17.8)	5 (11.1)	0 (0)	0 (0)	32 (71.1)
	平成29年度	44 (100)	16 (36.4)	11 (25.0)	5 (11.4)	0 (0)	0 (0)	28 (63.6)
独立行政法人等	平成30年度	185 (100)	64 (34.6)	24 (13.0)	36 (19.5)	0 (0)	4 (2.2)	121 (65.4)
	平成29年度	187 (100)	70 (37.4)	24 (12.8)	44 (23.5)	0 (0)	2 (1.1)	117 (62.6)

イ 点検の状況

指針では、監査とともに、保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めており、平成30年度に点検を実施した保護管理者は、行政機関に置かれている25,640人のうち25,232人（98.4%）、独立行政法人等に置かれている12,628人のうち11,379人（90.1%）である。

(参考) 指針改正を受けた個人情報管理規程等の改定等の状況

総務省では、平成29年度に発生した個人情報の取扱いに係る業務の不適切な再委託事案を契機として、平成30年10月22日に指針の改正（以下「指針改正」という。）を行った。

指針改正の内容（※）が、各行政機関及び独立行政法人等の個人情報管理規程等に的確に反映されることを推進すること等を通じ、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の適切な運用が図られることを目的として、指針改正に係るフォローアップを実施した（フォローアップ時点：令和2年1月24日）。

※ 業務委託先からその子会社への再委託も再委託の制限の対象であることの明確化等

1 フォローアップの対象

国の行政機関（47機関）及び独立行政法人等（192法人）

2 フォローアップ結果（概要）

指針改正を受けた個人情報管理規程等の改定状況は、以下の表の通りである。

行政機関のうち5機関（10.6%）、独立行政法人等のうち2法人（1.0%）は、いずれも業務・組織の性格上、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託することが想定されないことから、改定を要しないとしている。

総務省は、個人情報管理規程等の改定が行われていない行政機関及び独立行政法人等について、引き続き状況把握及び助言等を行い、指針改正の内容が個人情報管理規程等に的確に反映されることを推進していく。

○個人情報管理規程等の改定状況（機関数、%）

	行政機関	独立行政法人等
改定済み	37 (78.7)	154 (80.2)
改定を要しない (外部委託が想定されない)	5 (10.6)	2 (1.0)
改定予定	5 (10.6)	36 (18.8)
改定するかどうか検討中	0 (0)	0 (0)
計	47 (100)	192 (100)